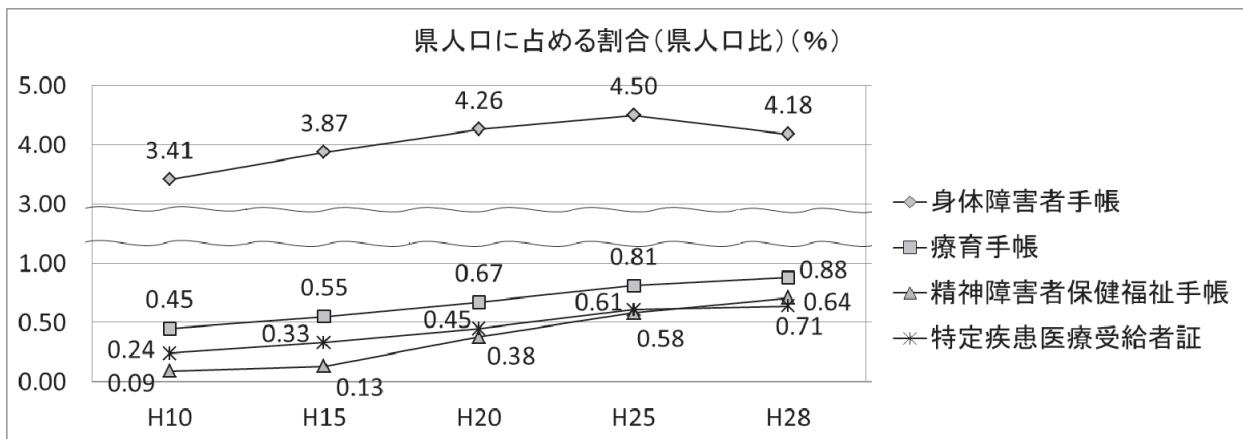
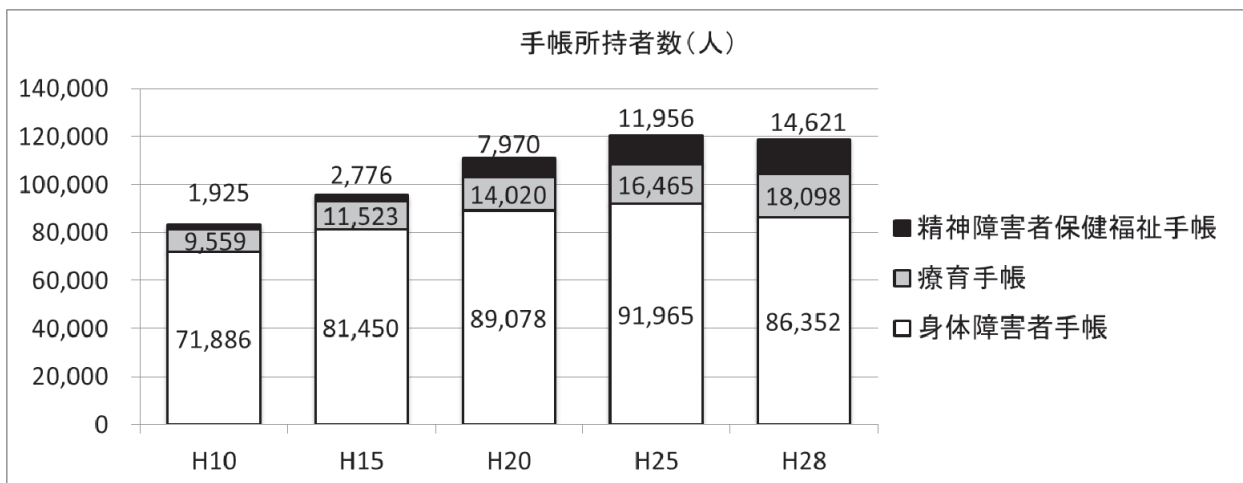


第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

1 障がい者の動向

平成28年度末現在で、県内の手帳所持者は、身体(身体障害者手帳)86,352人、知的(療育手帳)18,098人、精神(精神障害者保健福祉手帳)14,621人、合計119,071人となっています。また、難病患者のうち、特定疾患医療受給者証交付者数は13,246人となっています。

平成10年度末現在と比べると、身体(20.1%増)、知的(89.3%増)、精神(659.5%増)とすべての障がいにおいて手帳所持者が増加しており、県人口に占める割合(県人口比)も年々増加の傾向にあります。



(単位: 人、%、各年度末現在)

	H10		H15		H20		H25		H28	
	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比
手帳所持者(合計)	83,370	3.95	95,749	4.55	111,068	5.31	120,386	5.89	119,071	5.76
身体障害者手帳	71,886	3.41	81,450	3.87	89,078	4.26	91,965	4.50	86,352	4.18
療育手帳	9,559	0.45	11,523	0.55	14,020	0.67	16,465	0.81	18,098	0.88
精神障害者保健福祉手帳	1,925	0.09	2,776	0.13	7,970	0.38	11,956	0.58	14,621	0.71
特定疾患医療受給者証	5,075	0.24	6,898	0.33	9,315	0.45	12,414	0.61	13,246	0.64

※人口は住民基本台帳に基づく人口による。平成20年度までは3月31日、25年度以降は1月1日時点。

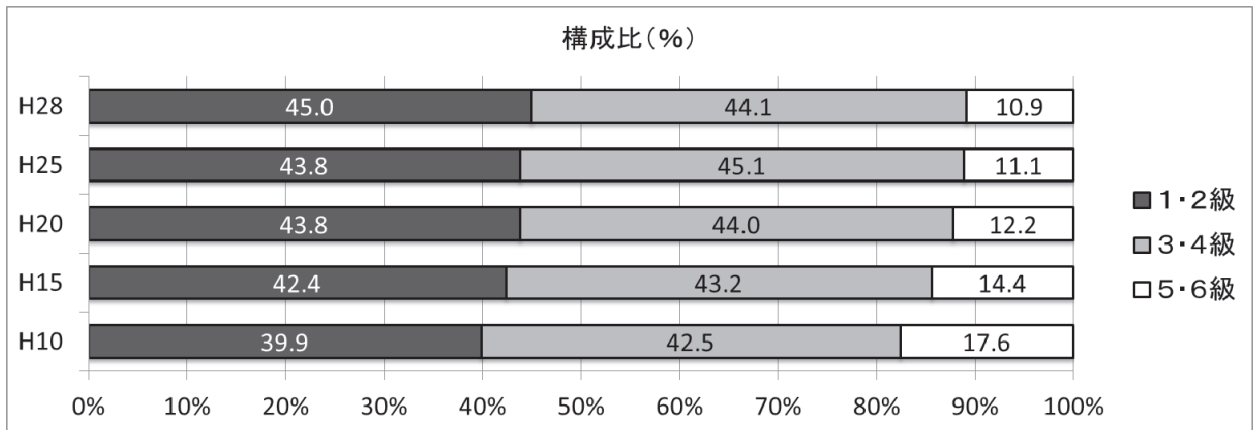
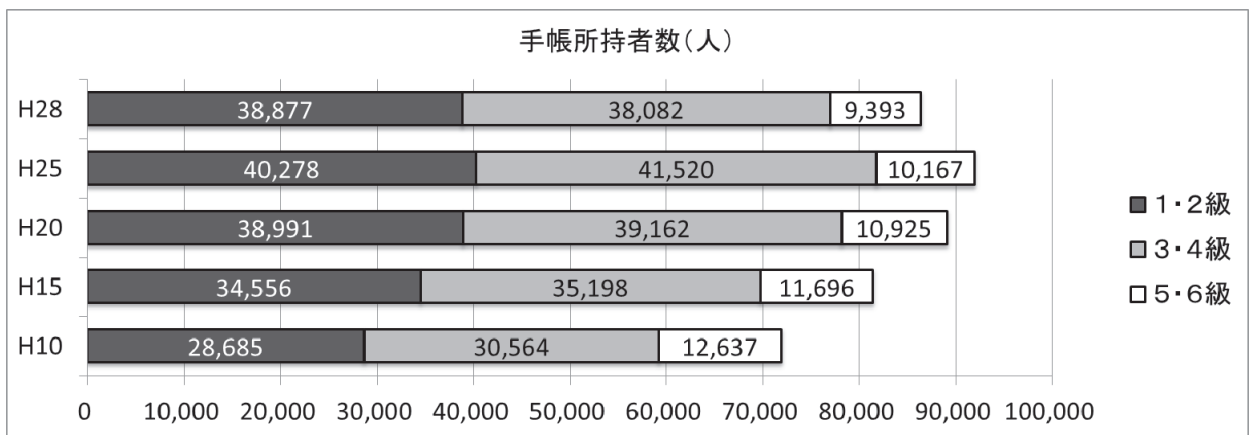
(1) 身体障がい者

① 障害等級別

障害等級別に見ると、1・2級の重度障がい者が38,877人(構成比45.0%)と最も多く、次いで3・4級の中度障がい者が38,082人(同44.1%)、5・6級の軽度障がい者が9,393人(同10.9%)となっています。

平成10年度から平成28年度までの等級別の構成比の推移を見ると、重度障がい者の構成比が増加しているのに対し、軽度障がい者の構成比は減少しており、障がいの重度化がうかがえます。

障害等級別の推移 (H10~H28年度)



(単位:人、%、各年度末現在)

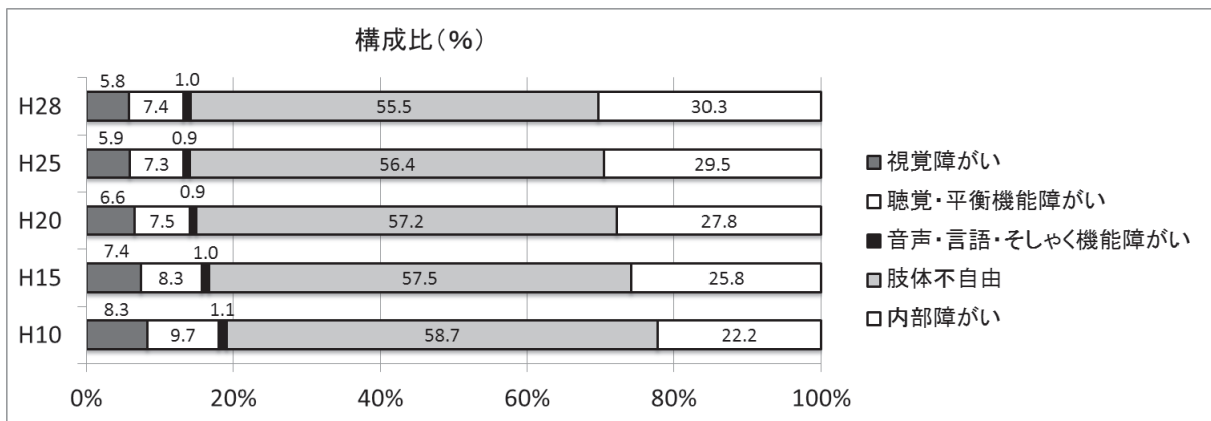
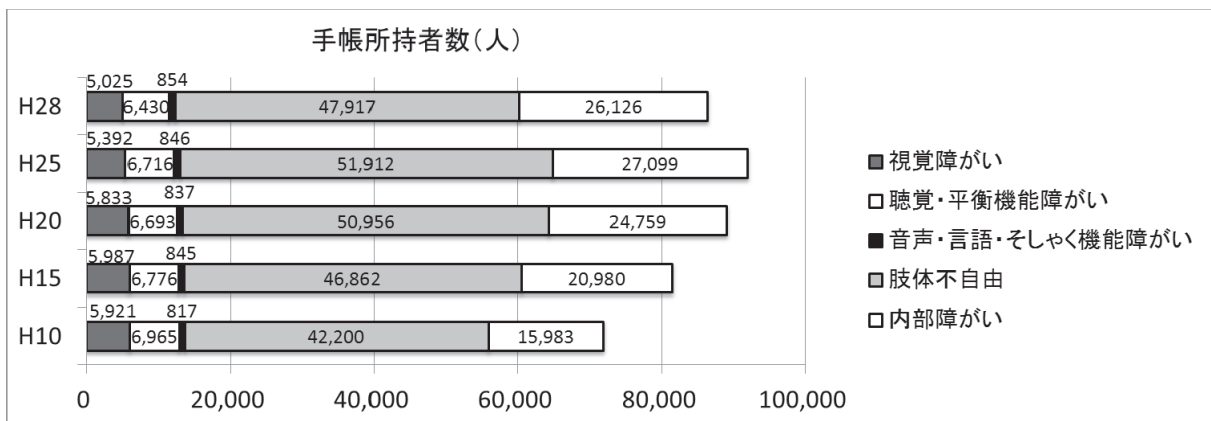
	H10		H15		H20		H25		H28	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1・2級(重度障がい者)	28,685	39.9	34,556	42.4	38,991	43.8	40,278	43.8	38,877	45.0
3・4級(中度障がい者)	30,564	42.5	35,198	43.2	39,162	44.0	41,520	45.1	38,082	44.1
5・6級(軽度障がい者)	12,637	17.6	11,696	14.4	10,925	12.2	10,167	11.1	9,393	10.9
合計	71,886	100.0	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0	86,352	100.0

② 障がい部位別

障がい部位別に見ると、「肢体不自由」が47,917人(構成比55.5%)と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで「内部障がい」が26,126人(同30.3%)と多く、全体の約3割を占めています。

平成10年度から平成28年度までの部位別の構成比の推移を見ると、「内部障がい」が22.2%から30.3%と大幅に増加しているのに対し、その他の障がいの構成比は横ばい又は減少しており、「視覚障がい」及び「聴覚・平衡機能障がい」については、人数そのものが減少しています。

障がい部位別の推移 (H10～H28年度)



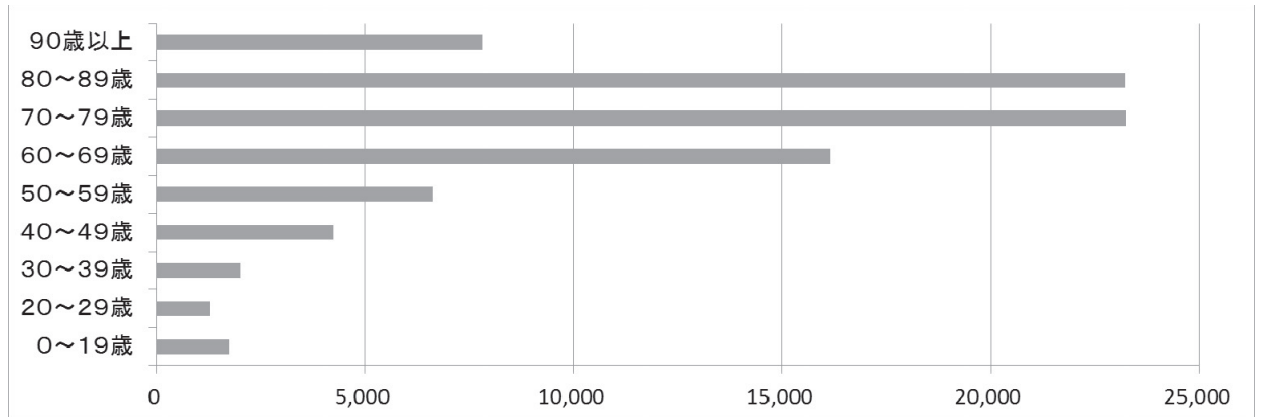
(単位: 人、%、各年度末現在)

	H10		H15		H20		H25		H28	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
視覚障がい	5,921	8.3	5,987	7.4	5,833	6.6	5,392	5.9	5,025	5.8
聴覚・平衡機能障がい	6,965	9.7	6,776	8.3	6,693	7.5	6,716	7.3	6,430	7.4
音声・言語・そしゃく機能障がい	817	1.1	845	1.0	837	0.9	846	0.9	854	1.0
肢体不自由	42,200	58.7	46,862	57.5	50,956	57.2	51,912	56.4	47,917	55.5
内部障がい	15,983	22.2	20,980	25.8	24,759	27.8	27,099	29.5	26,126	30.3
合計	71,886	100.0	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0	86,352	100.0

③ 年齢階層別

年齢階層別に見ると、80歳代及び70歳代が多く、次いで60歳代、90歳代の順となっており、身体障がい者は高齢者が大半を占めていることがうかがえます。

身体障害者手帳所持者の年齢別分布（平成29年3月末現在、人）



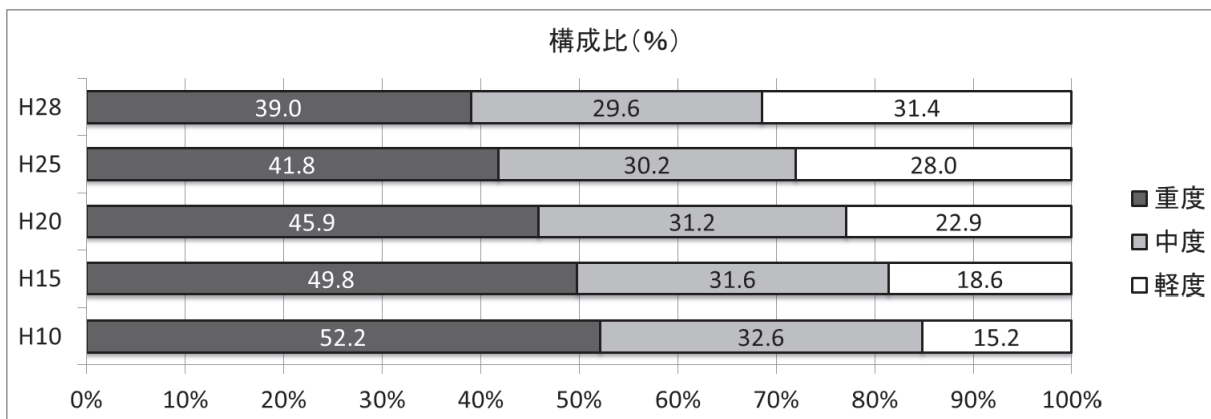
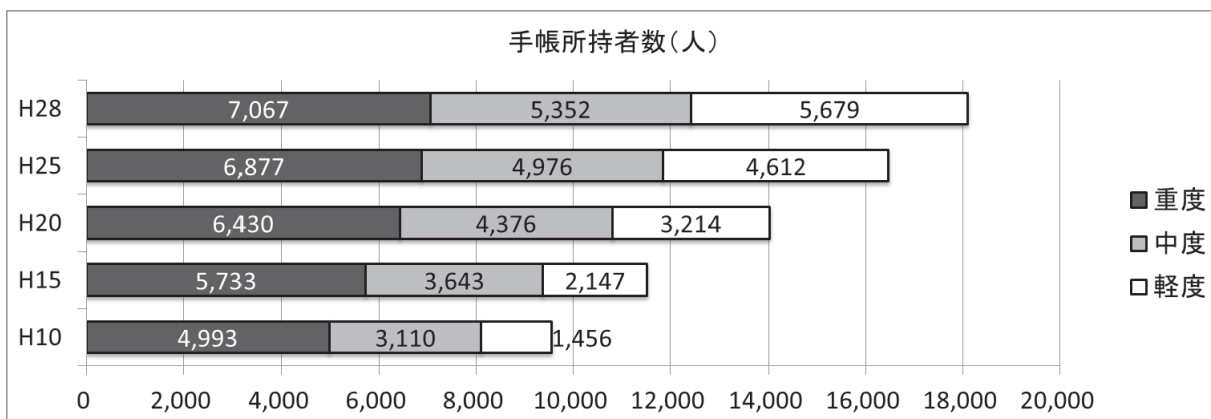
(2) 知的障がい者

① 障害程度別

障害程度別に見ると、重度(A、A1、A2)が7,067人(構成比39.0%)と約4割を占めて最も多く、次いで中度(B1)が5,352人(同29.6%)、軽度(B2)が5,679人(同31.4%)となっています。

平成10年度から平成28年度までの障害程度別の構成比の推移では、特に軽度(B2)の割合が増加傾向にあります。

障害程度別の推移 (H10~H28年度)



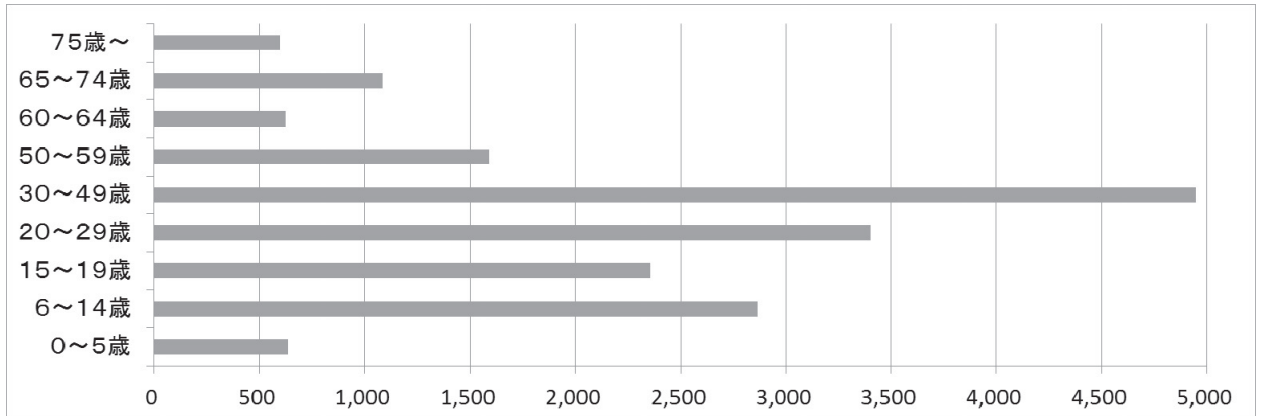
(単位:人、%、各年度末現在)

	H10		H15		H20		H25		H28	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
重度(A,A1,A2)	4,993	52.2	5,733	49.8	6,430	45.9	6,877	41.8	7,067	39.0
中度(B1)	3,110	32.6	3,643	31.6	4,376	31.2	4,976	30.2	5,352	29.6
軽度(B2)	1,456	15.2	2,147	18.6	3,214	22.9	4,612	28.0	5,679	31.4
合計	9,559	100.0	11,523	100.0	14,020	100.0	16,465	100.0	18,098	100.0

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、身体障がい者とは異なり、30歳代から40歳代までが最も多く、比較的若年層に多く分布していることがうかがえます。

療育手帳所持者の年齢別分布（平成29年3月末現在、人）



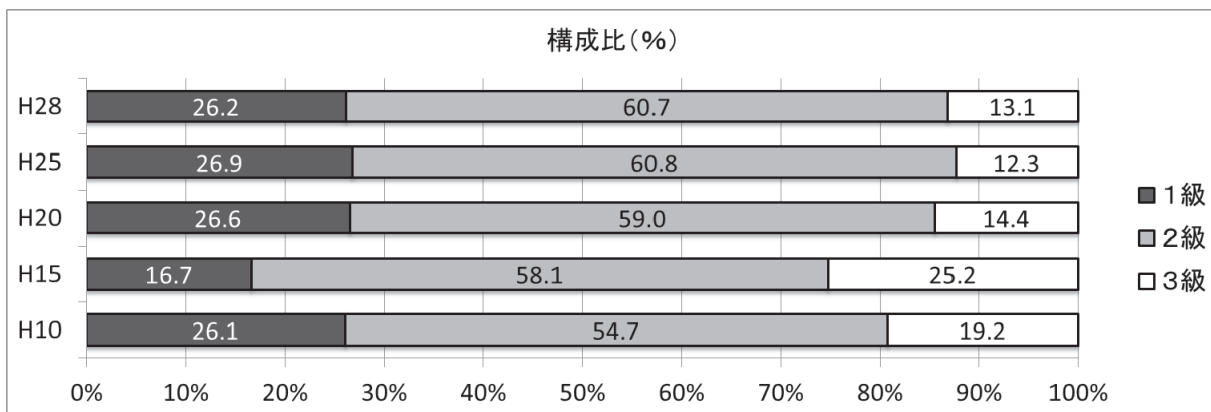
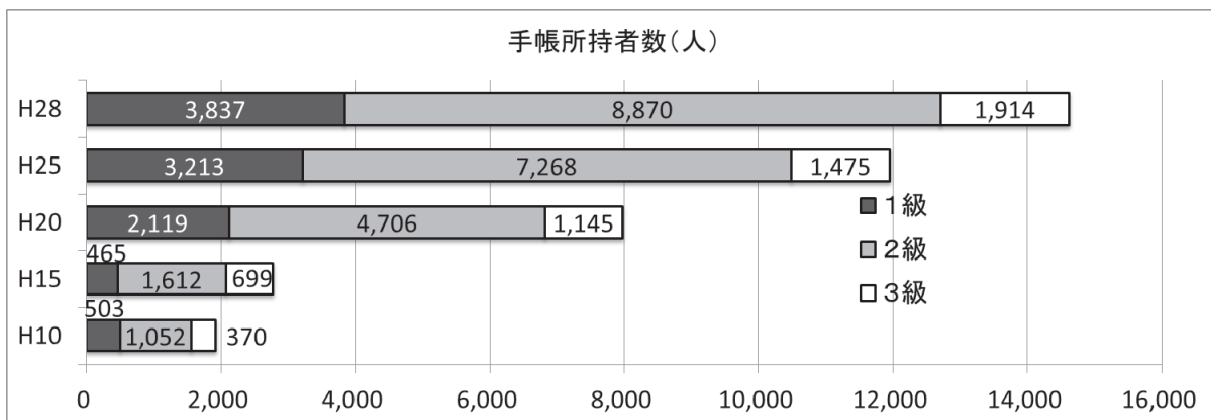
(3) 精神障がい者

① 障害等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、2級が8,870人(構成比60.7%)と最も多く、次いで1級が3,837人(同26.2%)、3級が1,914人(同13.1%)となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成10年度末現在と比べ、年々増加していますが、特に近年は、平成18年度の県福祉医療費助成制度の改正等を背景に、手帳所持者が急激に増加しています。その結果、平成28年度の手帳所持者数は、平成15年度の約5.3倍に増加しております。

障害等級別の推移 (H10~H28年度)



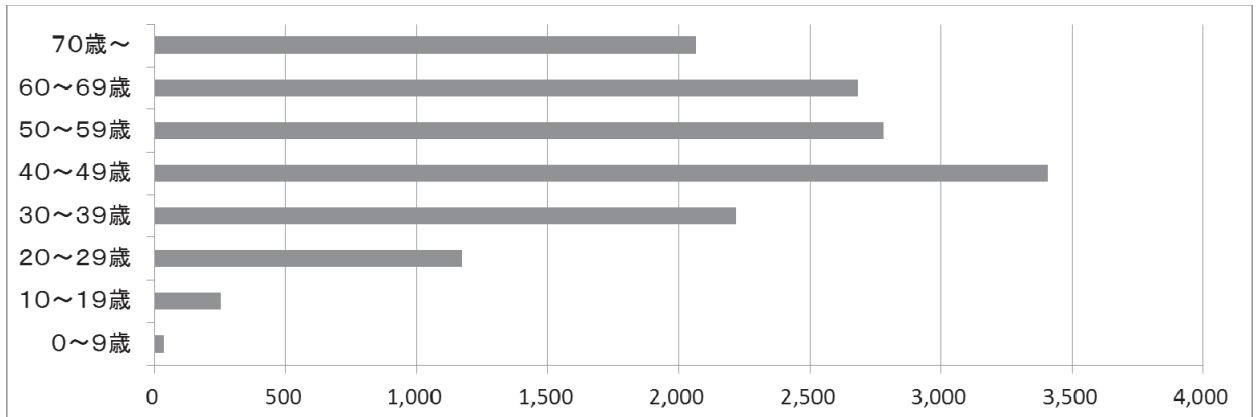
(単位:人、%、各年度末現在)

	H10		H15		H20		H25		H28	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1 級	503	26.1	465	16.7	2,119	26.6	3,213	26.9	3,837	26.2
2 級	1,052	54.7	1,612	58.1	4,706	59.0	7,268	60.8	8,870	60.7
3 級	370	19.2	699	25.2	1,145	14.4	1,475	12.3	1,914	13.1
合 計	1,925	100.0	2,776	100.0	7,970	100.0	11,956	100.0	14,621	100.0

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、40歳代が最も多く、次いで50歳代、60歳代の順となっており、中高年層に多いことがうかがえます。

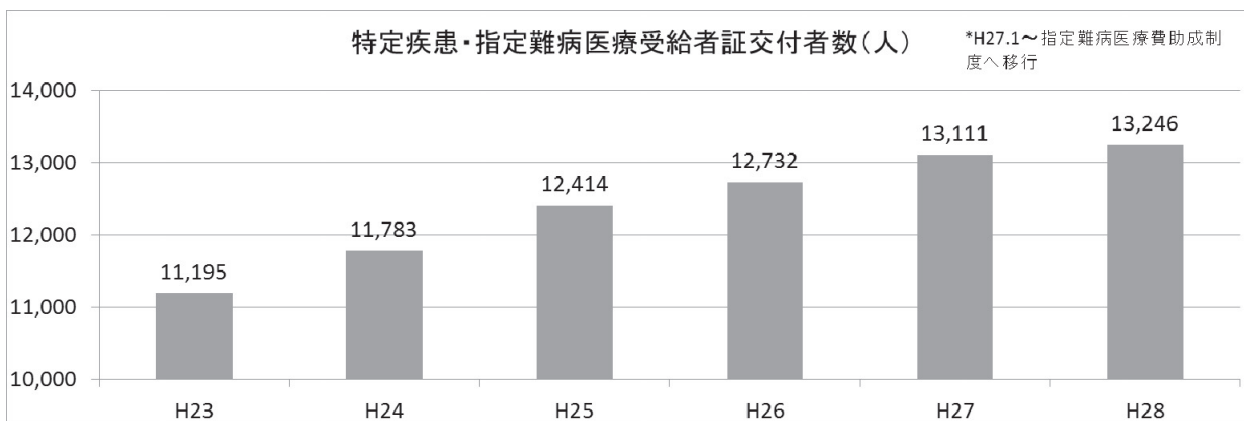
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別分布（平成29年3月末現在、人）



(4) 難病患者

障害者総合支援法の施行により、身体障害者手帳の有無にかかわらず、難病患者も障害福祉サービス等を利用することが可能となりました。また、平成29年4月からは、法の対象となる難病等が358疾病に拡大されています。

また、平成27年1月から難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、特定疾患治療研究事業は新たに指定難病医療費助成制度として対象疾病も拡大されています。平成28年度末の対象疾病は306疾病で、医療費受給者証交付者数は13,246人となり、年々増加しています。



障害者総合支援法の対象となる疾病（平成29年4月1日現在）

1	アイカルディ症候群	2	アイザックス症候群	3	I g A腎症
4	I g G 4関連疾患	5	亜急性硬化性全脳炎	6	アジソン病
7	アッシュャー症候群	8	アトピー性脊髄炎	9	アペール症候群
10	アミロイドーシス	11	アラジール症候群	12	有馬症候群
13	アルポート症候群	14	アレキサンダー病	15	アンジェルマン症候群
16	アントレー・ピクスラー症候群	17	イソ吉草酸血症	18	一次性ネフローゼ症候群
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	20	I p 36欠失症候群	21	遺伝性自己炎症疾患
22	遺伝性ジストニア	23	遺伝性周期性四肢麻痺	24	遺伝性膵炎
25	遺伝性鉄芽球性貧血	26	VATER症候群	27	ウィーバー症候群
28	ウィリアムズ症候群	29	ウィルソン病	30	ウエスト症候群
31	ウェルナー症候群	32	ウォルフラム症候群	33	ウルリッヒ病
34	HTLV-1関連脊髄症	35	A T R - X症候群	36	A D H分泌異常症
37	エーラス・ダンロス症候群	38	エプスタイン症候群	39	エプスタイン病
40	エマヌエル症候群	41	遠位型ミオパチー	42	円錐角膜
43	黄色靭帯骨化症	44	黄斑ジストロフィー	45	大田原症候群
46	オクシピタル・ホーン症候群	47	オスラー病	48	カーニー複合
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	50	潰瘍性大腸炎	51	下垂体前葉機能低下症

52	家族性地中海熱	53	家族性良性慢性天疱瘡	54	カナバン病
55	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	56	歌舞伎症候群	57	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
58	カルニチン回路異常症	59	加齢黄斑変性	60	肝型糖原病
61	間質性膀胱炎（ハンナ型）	62	環状20番染色体症候群	63	関節リウマチ
64	完全大血管転位症	65	眼皮膚白皮症	66	偽性副甲状腺機能低下症
67	ギャロウェイ・モフト症候群	68	急性壊死性脳症	69	急性網膜壊死
70	球脊髄性筋萎縮症	71	急速進行性糸球体腎炎	72	強直性脊椎炎
73	強皮症	74	巨細胞性動脈炎	75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
76	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
79	筋萎縮性側索硬化症	80	筋型糖原病	81	筋ジストロフィー
82	クッシング病	83	クリオピリン関連周期熱症候群	84	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
85	クルーゾン症候群	86	グルコーストランスポーター1欠損症	87	グルタル酸血症1型
88	グルタル酸血症2型	89	クロウ・深瀬症候群	90	クローン病
91	クロンカイト・カナダ症候群	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症	93	結節性硬化症
94	結節性多発動脈炎	95	血栓性血小板減少性紫斑病	96	限局性皮質異形成
97	原発性局所多汗症	98	原発性硬化性胆管炎	99	原発性高脂血症
100	原発性側索硬化症	101	原発性胆汁性胆管炎	102	原発性免疫不全症候群
103	顕微鏡の大腸炎	104	顕微鏡的多発血管炎	105	高IgD症候群
106	好酸球性消化管疾患	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	108	好酸球性副鼻腔炎
109	抗糸球体基底膜腎炎	110	後縦靭帯骨化症	111	甲状腺ホルモン不応症
112	拘束型心筋症	113	高チロシン血症1型	114	高チロシン血症2型
115	高チロシン血症3型	116	後天性赤芽球癆	117	広範脊柱管狭窄症
118	抗リン脂質抗体症候群	119	コケイン症候群	120	コストロ症候群
121	骨形成不全症	122	骨髄異形成症候群	123	骨髄線維症
124	ゴナドトロピン分泌亢進症	125	5p欠失症候群	126	コフィン・シリス症候群
127	コフィン・ローリー症候群	128	混合性結合組織病	129	鯉耳腎症候群
130	再生不良性貧血	131	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	132	再発性多発軟骨炎
133	左心低形成症候群	134	サルコイドーシス	135	三尖弁閉鎖症
136	三頭酵素欠損症	137	CFC症候群	138	シェーグレン症候群
139	色素性乾皮症	140	自己食空胞性ミオパチー	141	自己免疫性肝炎
142	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	143	自己免疫性溶血性貧血	144	四肢形成不全
145	シトステロール血症	146	シトリン欠損症	147	紫斑病性腎炎
148	脂肪萎縮症	149	若年性肺気腫	150	シャルコー・マリー・トゥース病
151	重症筋無力症	152	修正大血管転位症	153	シュワルツ・ヤンベル症候群
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	155	神経細胞移動異常症	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症

第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

157	神経線維腫症	158	神経フェリチン症	159	神経有棘赤血球症
160	進行性核上性麻痺	161	進行性骨化性線維異形成症	162	進行性多巣性白質脳症
163	進行性白質脳症	164	進行性ミオクローステんかん	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	167	スタージ・ウェーバー症候群	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
169	スミス・マガニス症候群	170	スモン	171	脆弱X症候群
172	脆弱X症候群関連疾患	173	正常圧水頭症	174	成人スチル病
175	成長ホルモン分泌亢進症	176	脊髄空洞症	177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
178	脊髄髄膜瘤	179	脊髄性筋萎縮症	180	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
181	前眼部形成異常	182	全身性若年性特発性関節炎	183	全身性エリテマトーデス
184	先天異常症候群	185	先天性横隔膜ヘルニア	186	先天性核上性球麻痺
187	先天性気管狭窄症	188	先天性魚鱗癬	189	先天性筋無力症候群
190	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	191	先天性三尖弁狭窄症	192	先天性腎性尿崩症
193	先天性赤血球形成異常性貧血	194	先天性僧帽弁狭窄症	195	先天性大脳白質形成不全症
196	先天性肺静脈狭窄症	197	先天性風疹症候群	198	先天性副腎低形成症
199	先天性副腎皮質酵素欠損症	200	先天性ミオパチー	201	先天性無痛無汗症
202	先天性葉酸吸収不全	203	前頭側頭葉変性症	204	早期ミオクロニー脳症
205	総動脈幹遺残症	206	総排泄腔遺残	207	総排泄腔外反症
208	ソトス症候群	209	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	210	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
211	大脳皮質基底核変性症	212	大理石骨病	213	ダウン症候群
214	高安動脈炎	215	多系統萎縮症	216	タナトフォリック骨異形成症
217	多発血管炎性肉芽腫症	218	多発性硬化症/視神経脊髄炎	219	多発性軟骨性外骨腫症
220	多発性嚢胞腎	221	多脾症候群	222	タンジール病
223	単心室症	224	弾性線維性仮性黄色腫	225	短腸症候群
226	胆道閉鎖症	227	遅発性内リンパ水腫	228	チャージ症候群
229	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	230	中毒性表皮壊死症	231	腸管神経節細胞僅少症
232	TSH分泌亢進症	233	TNF受容体関連周期性症候群	234	低ホスファターゼ症
235	天疱瘡	236	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	237	特発性拡張型心筋症
238	特発性間質性肺炎	239	特発性基底核石灰化症	240	特発性血小板減少性紫斑病
241	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)	242	特発性後天性全身性無汗症	243	特発性大腿骨頭壊死症
244	特発性門脈圧亢進症	245	特発性両側性感音難聴	246	突発性難聴
247	ドラベ症候群	248	中條・西村症候群	249	那須・ハコラ病
250	軟骨無形成症	251	難治顔回部分発作重積型急性脳炎	252	22q11.2欠失症候群
253	乳幼児肝巨大血管腫	254	尿素サイクル異常症	255	ヌーナン症候群
256	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	257	脳髄黄色腫症	258	脳表ヘモジゲリン沈着症
259	膿疱性乾癬	260	嚢胞性線維症	261	パーキンソン病

262	バージャー病	263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	264	肺動脈性肺高血圧症
265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	266	肺胞低換気症候群	267	バッド・キアリ症候群
268	ハンチントン病	269	汎発性特発性骨増殖症	270	P C D H 19 関連症候群
271	非ケトーシス型高グリシン血症	272	肥厚性皮膚骨膜炎	273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	275	肥大型心筋症	276	左肺動脈右肺動脈起始症
277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	279	ビッカースタッフ脳幹脳炎
280	非典型溶血性尿毒症症候群	281	非特異性多発性小腸潰瘍症	282	皮膚筋炎／多発性筋炎
283	びまん性汎細気管支炎	284	肥満低換気症候群	285	表皮水疱症
286	ヒルシユスブルグ病（全結腸型又は小腸型）	287	ファイファー症候群	288	ファロー四徴症
289	ファンconi貧血	290	封入体筋炎	291	フェニルケトン尿症
292	複合カルボキシラーゼ欠損症	293	副甲状腺機能低下症	294	副腎白質ジストロフィー
295	副腎皮質刺激ホルモン不応症	296	ブラウ症候群	297	ブラダー・ウィリ症候群
298	プリオン病	299	プロピオン酸血症	300	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
301	閉塞性細気管支炎	302	β-ケトチオラーゼ欠損症	303	ペーチェット病
304	バスレムミオパチー	305	ヘパリン起因性血小板減少症	306	ヘモクロマトーシス
307	ペリー症候群	308	ペルーシド角膜辺縁変性症	309	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
310	片側巨脳症	311	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	312	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠乏症
313	発作性夜間ヘモグロビン尿症	314	ポルフィリン症	315	マリネスコ・シェーグレン症候群
316	マルファン症候群	317	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	318	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
319	慢性再発性多発性骨髄炎	320	慢性膵炎	321	慢性特発性偽性腸閉塞症
322	ミオクロニー欠伸てんかん	323	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	324	ミトコンドリア病
325	無虹彩症	326	無脾症候群	327	無βリポタンパク血症
328	メーブルシロップ尿症	329	メチルグルタコン酸尿症	330	メチルマロン酸血症
331	メビウス症候群	332	メンケス病	333	網膜色素変性症
334	もやもや病	335	モワット・ウイルソン症候群	336	薬剤性過敏症候群
337	ヤング・シンプソン症候群	338	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	339	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
340	4p欠失症候群	341	ライソゾーム病	342	ラスムッセン脳炎
343	ランゲルハンス細胞組織球症	344	ランドウ・クレフナー症候群	345	リジン尿性蛋白不耐症
346	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	347	両大血管右室起始症	348	リンパ管腫症/ゴーハム病
349	リンパ脈管筋腫症	350	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	351	ルビンシュタイン・テイビ症候群
352	レーベル遺伝性視神経症	353	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	354	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
355	レット症候群	356	レノックス・ガスター症候群	357	ロスモンド・トムソン症候群
358	肋骨異常を伴う先天性側弯症				

2 障がい者を取り巻く施策の動向

近年、障がい者施策は大きな転換期を迎えており、重要な制度改革や基本的な考え方の見直しが行われています。

(1) 国の障害者基本計画

国においては、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～14年度)を、平成14年には、平成5年に改正された障害者基本法に基づく「障害者基本計画(第2次)」(平成15年度～平成24年度)を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障がい者施策を推進してきました。

また、この間における障害者権利条約締結に向けた取組みや有識者等の意見を踏まえ、「障害者基本計画(第3次)」(平成25年度～29年度)を策定しました。

「障害者基本計画(第3次)」においては、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

現在、国において「障害者基本計画(第4次)」(平成30年度～34年度)の策定作業が進められています。平成26年度の障害者権利条約の批准から、初めての障害者基本計画であることから、条約の理念に即し、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことを目指す内容となっているほか、「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」、「障がい者施策の検討、評価への障がい者の参画」といった内容を包含する計画となっています。

(2) 障害者権利条約の締結

障がい者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利を実現するための措置等を規定した障害者権利条約について、我が国は平成19年に署名し、一連の国内法整備を経て、平成26年に締結し、我が国について条約の効力が生じることとなりました。

従来の「障がい」のとらえ方は、障がいは病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、障害者権利条約においては、障がいは主に社会によって作り出されているとする「社会モデル」の考え方が貫かれています。

【障害者権利条約の概要】

- 障がいは個人の問題ではなく、社会に原因がある問題だとする「社会モデル」の考え方を反映
- 合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいを理由としたいかなる差別も禁止

【障害者権利条約の批准に向けた一連の国内法の整備】

- 障害者基本法の改正（平成23年8月）
- 障害者総合支援法の制定（平成24年6月）
- 障害者差別解消法の制定（平成25年6月）
- 障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）

(3) 障害者総合支援法の改正

平成28年6月に障害者総合支援法が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を推進するための見直し等が行われました。

【改正障害者総合支援法の概要】

- 施設入所から一人暮らしに移行する障がい者を対象に、定期的な巡回訪問や随時対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助サービスを新設
- 障がい者の一般就業に伴う生活面の課題に対応するため、就職先の事業所や家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援サービスを新設
- 高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を推進するため、介護保険サービスの利用者負担を軽減できる仕組みを新設

(4) 児童福祉法の改正

平成28年5月に児童福祉法が改正され、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うための見直しが行われました。

【改正児童福祉法の概要】

- 重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する居宅訪問型児童発達支援サービスを新設
- 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携を促進
- 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画を新たに策定

(5) 障害者雇用促進法の改正

平成25年6月に障害者雇用促進法が改正され、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることとなりました。

【改正障害者雇用促進法の概要】

- 障がい者に対する差別の禁止
- 事業主に合理的配慮の提供を義務付け
- 事業主に苦情処理解決を努力義務化、都道府県労働局による紛争解決の援助
- 精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加算（平成30年4月1日施行）

(6) 障害者差別解消法の施行

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(略称「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

【障害者差別解消法の概要】

- 行政機関及び事業者による不当な差別的取扱いの禁止(法的義務)、合理的配慮の不提供の禁止(行政機関は法的義務、事業者は努力義務)

【国・地方公共団体の取組】

- 行政機関は職員対応要領を策定
- 主務大臣が事業分野別の対応指針(ガイドライン)を策定
- 相談・紛争解決の体制整備
- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 普及啓発活動の実施

(7) 発達障害者支援法の改正

平成28年6月に発達障害者支援法が改正、同年8月に施行されました。平成17年の施行から約10年が経過し、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正されました。

【改正発達障害者支援法の主な概要】

- 発達障がい者に対する障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等

・新たに、国及び地方公共団体による相談体制の整備が責務であることを明記したほか、関係機関が個人情報保護に配慮しつつ情報の共有を促進すること、司法手続きにおいて配慮を行うこと、県が発達障害者地域支援協議会を置くことができることが規定されました。

(8) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の施行

平成28年3月に岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が成立し、平成28年4月に施行されました。障がいの有無にかかわらず、県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会、「共生社会」の実現を目指し、「共生社会実現施策」を推進します。

【岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の概要】

- 県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会、「共生社会」の実現を目指し、「共生社会実現施策」を推進
- 県、市町村、障がい者関係団体が連携し、「共生社会実現施策」に主体的に取り組む
- 障がい者関係団体の役割を明示したことが大きな特徴

【条例に基づく共生社会実現施策】

- 障がい者に対する理解促進のための普及啓発の実施
- 障がい者への理解を深める教育の充実
- 幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の機会の拡大・充実
- 県民会議の設置
- 顕彰制度の創設

(9) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の制定

平成28年12月に当事者団体より岐阜県議会に対し要望がなされ、平成30年3月に成立し、平成30年4月に施行されます。

【条例の目的】

- 手話言語の普及、及び障害の特性に応じた意思疎通手段（手話、点字、要約筆記、筆談など、障がい者が他者と意思疎通を図るための全ての手段）の確保に関する施策を総合的に推進

【条例に基づく手話普及及び障害者の意思疎通手段利用促進施策】

- 意思疎通手段による県政情報の発信、災害時における意思疎通手段の確保
- 意思疎通の支援者・指導者の育成
- 県民に対する啓発や意思疎通手段の学習機会の確保
- 学校教育における手話言語の理解促進、特別支援学校等における学習環境整備、教職員の知識技能向上。
- 事業者によるサービス提供や雇用における合理的配慮に対する協力

(10) 2020年東京パラリンピックの開催

2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことは、スポーツを取り巻く環境を大きく変化させました。特に、人々の中にスポーツに対する興味、関心が高まり、国際大会におけるトップアスリートの活躍がマスメディアで報じられることで、注目度と期待も高まっています。

また、東京オリンピック・パラリンピックでは、スポーツのみならず、オリンピック憲章の理念に基づき文化プログラムも実施されます。

【2020年東京パラリンピックの開催に向けた動き】

- トップアスリートの養成
- 障がい者スポーツの裾野拡大
- 障がい者の芸術文化活動の振興